

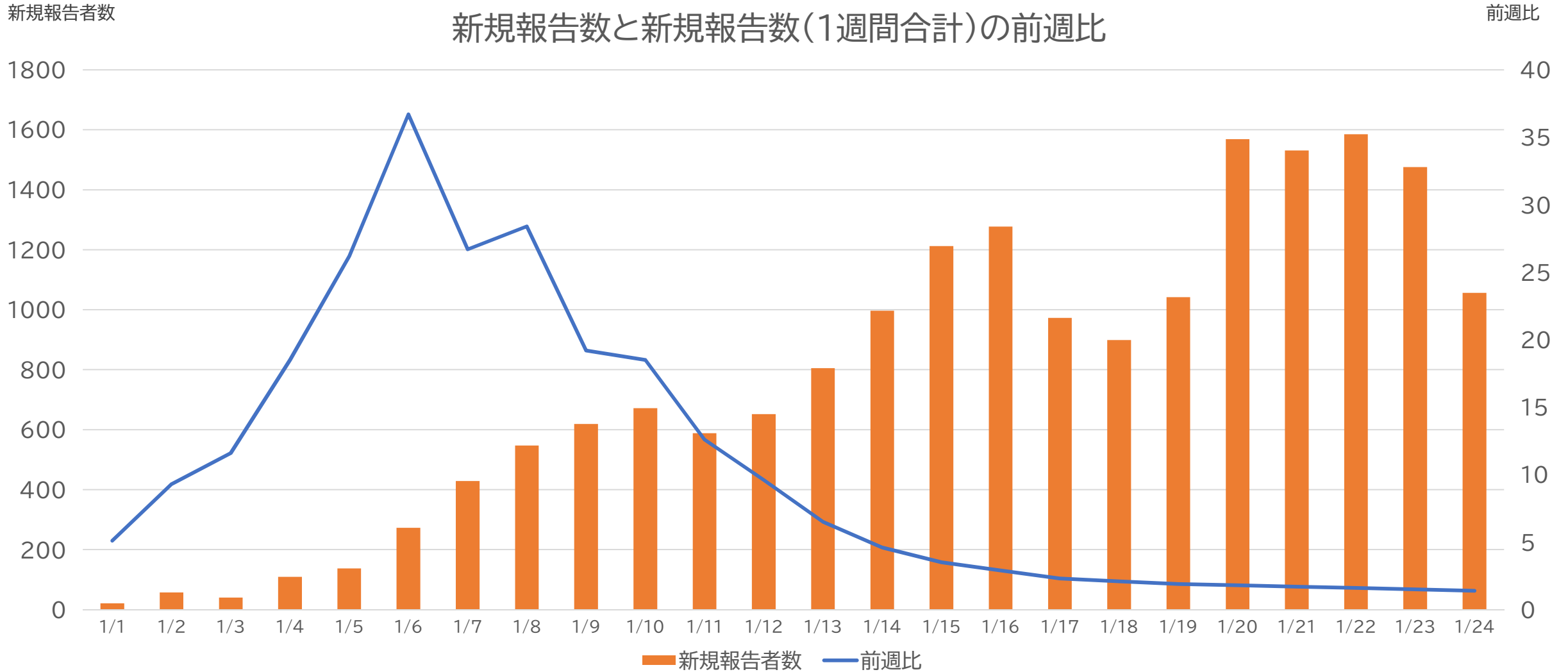
まん延防止等重点措置の延長 と 重症化予防に向けた体制・取組の強化

令和4年1月25日

本日の内容

1. まん延防止等重点措置の延長
2. 保健所業務の今後の対応方針
3. 療養サポート体制のさらなる強化

本県の感染状況



対策の効果は着実に出てきている

まん延防止等重点措置 延長要請

拡大速度は緩やかになっているが, いまだ増加傾向



1/24 まん延防止等重点措置適用の延長を要請

1/25に延長決定(2/20まで延長)

※ 病床使用率が50%に達していないためレベル2

まん延防止等重点措置

まん延防止等重点措置 延長

期間	令和4年1月9日(日)～ 令和4年1月31日(月)まで	令和4年2月20日(日)まで
対象区域	県内全域	県内全域

飲食店への時短要請

対象: 県内全市町

期間: 2月1日～2月20日(第8期)

※継続のため、猶予期間を措置しない。※感染状況に伴い、要請期間を変更する場合がある。

<p>要請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5～20時に短縮 ・酒類の提供は無し ※利用者による酒類の店内持込を含む。 						
<p>支給単価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・希望される方に、定額30万円を早期給付。(受付期間:2月1日～2月16日) ・算定基礎となる1か月の売上高は、2月分からは、2019～2021年同月のいずれかの額とする。 <table border="1" data-bbox="749 902 1865 1022"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>大企業</td> </tr> <tr> <td>休業・時短</td> <td>3.0～10.0/日</td> <td>最大20/日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">単位:万円</p>		中小企業	大企業	休業・時短	3.0～10.0/日	最大20/日
	中小企業	大企業					
休業・時短	3.0～10.0/日	最大20/日					
<p>支給要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常の閉店時間が20時以降の飲食店又は要請前に酒類を提供している飲食店 ・「飲食店営業」許可証をもっていること ・<u>ワクチン・検査パッケージの制度適用等はしない</u> 						

頑張る中小事業者月次支援金

対象：県内に本社・本店のある中小法人，個人事業者等

※広島県感染症拡大防止協力支援金対象者を除く

対象期間

2022年1月～**2月**

支給額

売上減少率	中小法人	個人事業者
50%以上	上限20万円/月	上限10万円/月
30%以上～50%未満	上限8万円/月	上限4万円/月

【算出方法】 2019年から2021年のいずれかの対象月の売上－2022年の対象月の売上

支給要件

- ・ 飲食店の休業・時短営業，外出自粛等の影響により，2022年の対象月 月間売上が，2019年から2021年のいずれかの同月比で，50%以上または30%以上～50%未満減少した事業者
- ・ 中小企業基本法で定義する県内の中小企業(個人事業者含む)であること等
- ・ 国制度「事業復活支援金」の対象となる場合も，受給可能

50%以上 中小法人等:上限20～50万円, 個人事業者:上限10万円 30%以上～50%未満 中小法人等 上限12～30万円, 個人事業者 上限6万円 ※1か月換算
--

拡大を抑えるために

県観光誘客促進事業「やっば広島じゃ割」の取扱いについて

○ 既予約分の本事業の利用停止

国の制度改正※に伴い、1月21日から利用停止

※まん延防止等重点措置区域は利用を停止

○ キャンセル補填

1月6日以降のキャンセルは、事業者に対し、
予算の範囲内において、キャンセル補填を実施

県民・事業者の皆さまへの要請【イベントの開催要件】

■1月11日以降のイベントについて適用

・1月11日以降, 開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

■感染が急速に拡大していることから, ワクチン・検査パッケージ制度の適用等はしない。

次の人数上限(A)と収容定員に収容率を乗じて算定した人数(B)のいずれか少ない方を上限

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件 (「大声なし」が担保され, 参加人数5,000人超で開催するイベント)
人数上限 (A)	5,000人	20,000人
収容率 (B)	<p>■大声なし 100% (収容定員が無い場合は, 人と人とは触れ合わない程度の間隔)</p> <p>■大声あり 50% (収容定員が無い場合は, 十分な人と人との間隔)</p>	<p>100% (収容定員が無い場合は, 人と人とは触れ合わない程度の間隔)</p> <p>※大声なしの担保が前提</p>

県民・事業者の皆さまへの要請【大規模な集客施設に対する要請】

要請期間:1月9日～2月20日(1月14日からは, 全県が対象)

要請対象:劇場, 展示場, 運動施設, 商業施設等(うち1,000㎡超の施設)

- 入場をする者の整理等(※)
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
- 施設内での酒類提供(利用者による持ち込みを含む)の自粛

(※)入場をする者の整理等については, 以下の方法を参考に, 入場整理等を実施し, 実施状況をホームページ等で広く周知してください。

○施設全体での措置

- ・出入口にセンサー等を設置し, 入場者・対流者を計測する人数管理
- ・出入口の数や入構の制限による人数制限 など

○売場別の措置

- ・係員による入場人数の記録, 入場整理券等の配布等による人数管理
- ・一定以上の入場ができないよう人数制限
- ・アプリによる混雑状況の配信体制の構築 など

※方法は例示であり, 必ずしもこの方法に限らない。

県民・事業者の皆さまへの要請

外出について

- ・全県で、外出を半分に
特に20時以降の外出は削減（通院・通勤・通学を除く）
- ・全県で、Web会議やテレワーク等により、出勤者数を削減
事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を削減

往来について

- ・県境を越える移動は最大限、自粛
- ・県内の移動も、極力控えること

※いずれも、通院・通勤・通学まで制限するものではない。

基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 鼻を覆い、隙間をなくすなどの正しいマスク着用、手洗い、定期的な換気、人との距離をとる
- ・ 飲食時には、マスクを外したままの会話は控える

積極的な検査を

- ・ 体調が少しでも悪い時は
人と会わず、出かけず、すぐに医療機関を受診

患者の重症化防止に力点を置いた積極的疫学調査へ切り替え

【令和4年1月25日から当面の間】

これまでの積極的疫学調査

濃厚接触者や感染経路を個々に把握して感染の連鎖を防ぐ



オミクロン株の感染急拡大



このままでは・・・

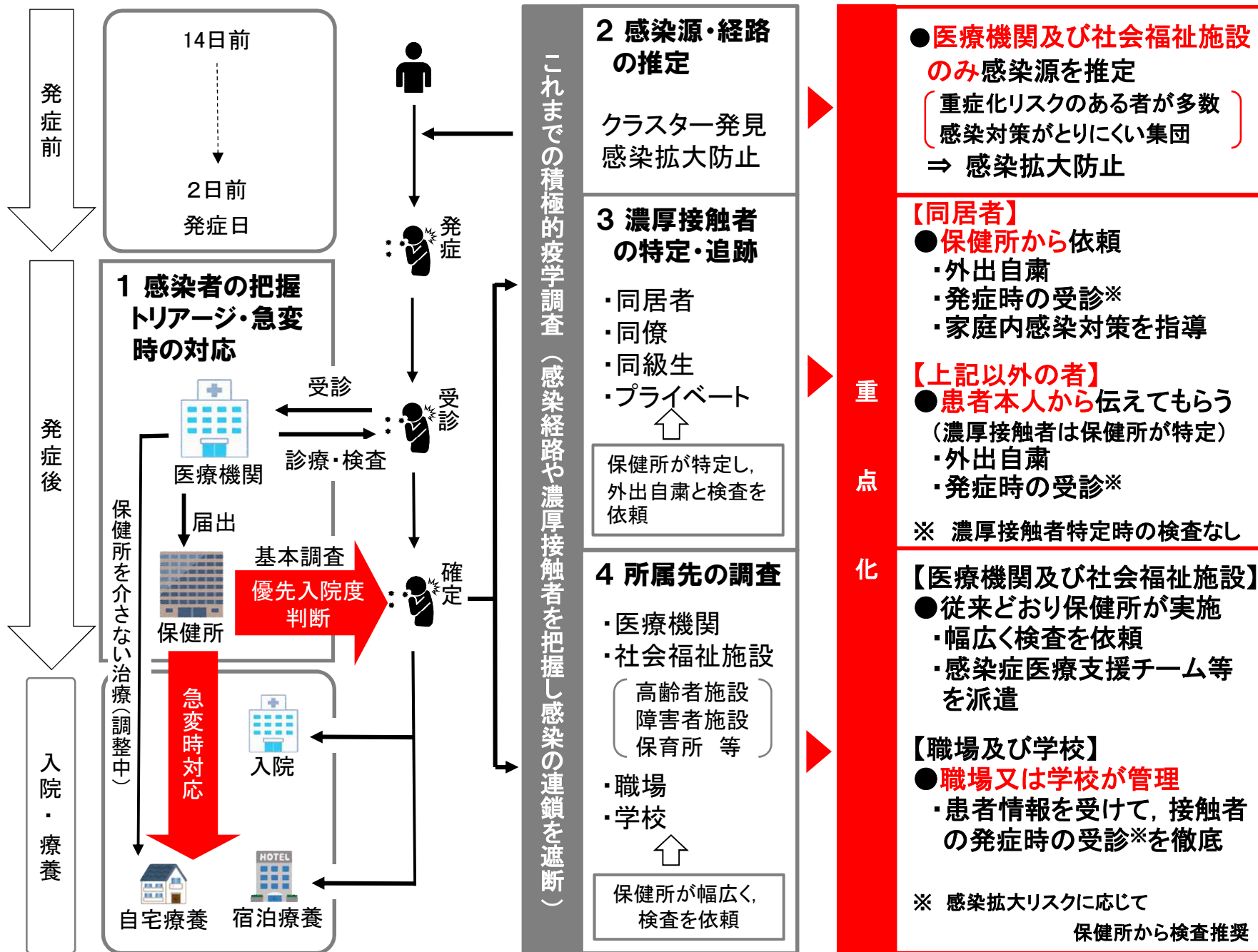
保健所業務のひっ迫

- 患者数の増大に伴い、濃厚接触者は勿論、**患者への対応が十分にできなくなる。**
 - ・ 新規患者への基本調査（優先入院度判断）
 - ・ 自宅療養者の急変時対応
- **高齢者施設等で発生するクラスターへの対応ができなくなり、重症者が多発し、公衆衛生及び医療への大きな脅威となる。**

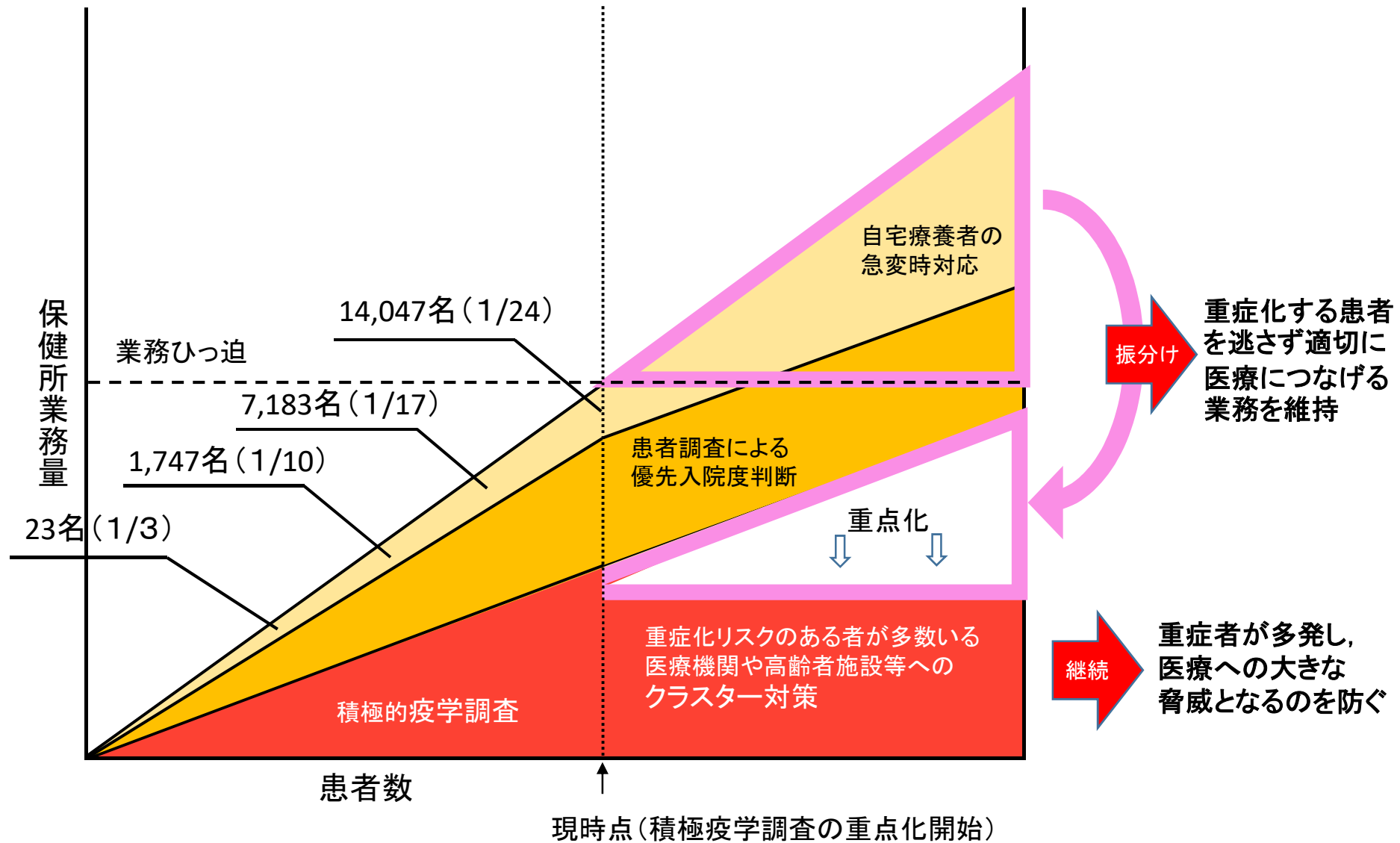
積極的疫学調査の意義の低下

- **感染経路不明の割合**（現在、約60%）が**増加**し、調査を徹底しても、感染の連鎖が遮断しがたくなる。
- **濃厚接触者の特定に遅れが生じ**、従来株よりも潜伏期間が短いオミクロン株にあっては、**保健所が把握した時点で、既に発症している濃厚接触者が多くなる。**

積極的疫学調査の重点化の概要



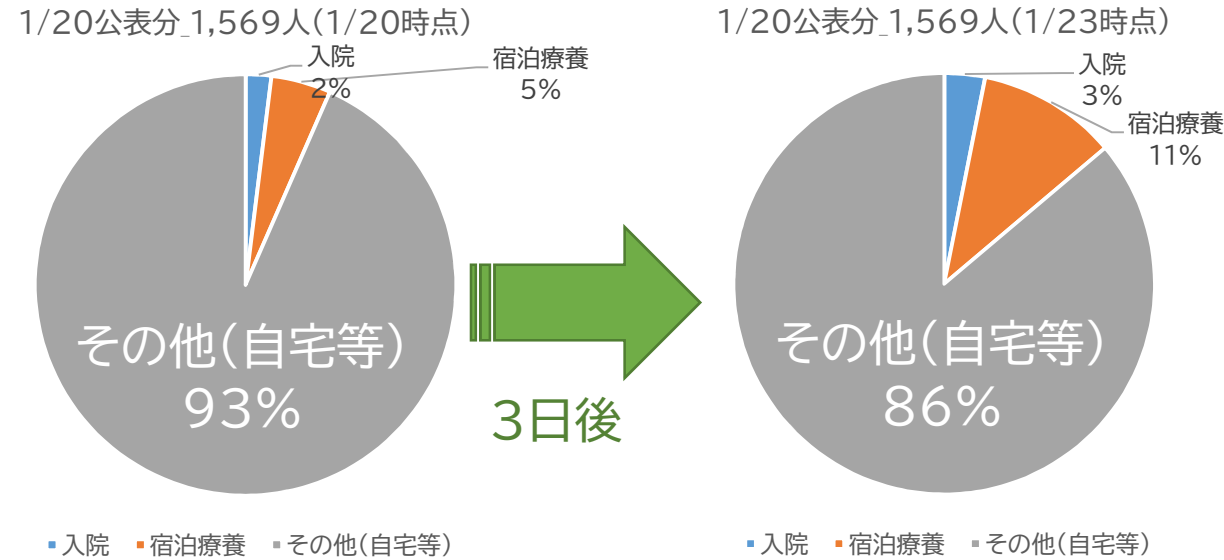
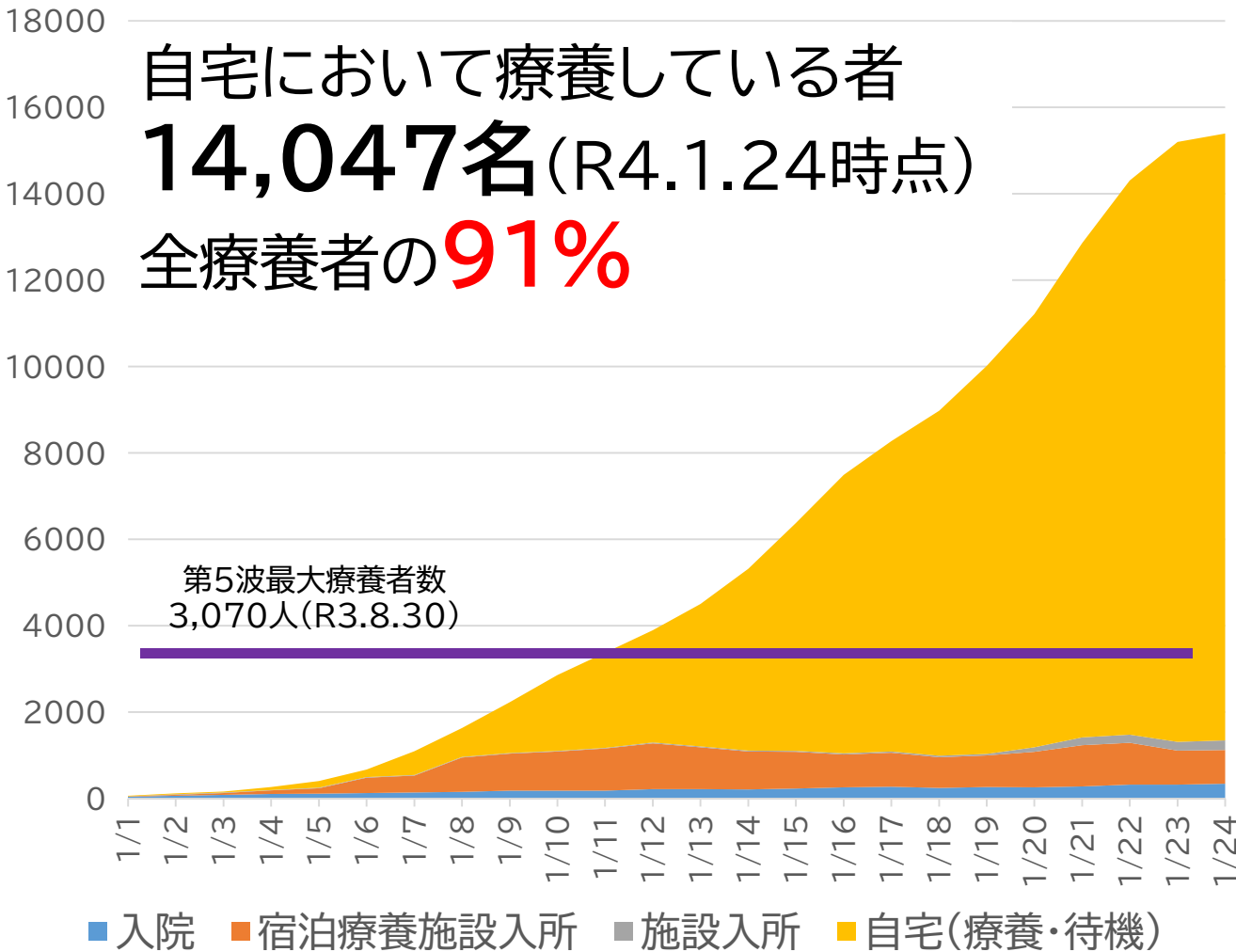
患者全員に関与する保健所業務の合理化による患者の重症化防止



積極的疫学調査の重点化により、保健所の関与が少なくなる部分(濃厚接触者対応, 所属先(職場, 学校)の調査)については、県民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

療養サポート体制のさらなる強化

患者療養状況

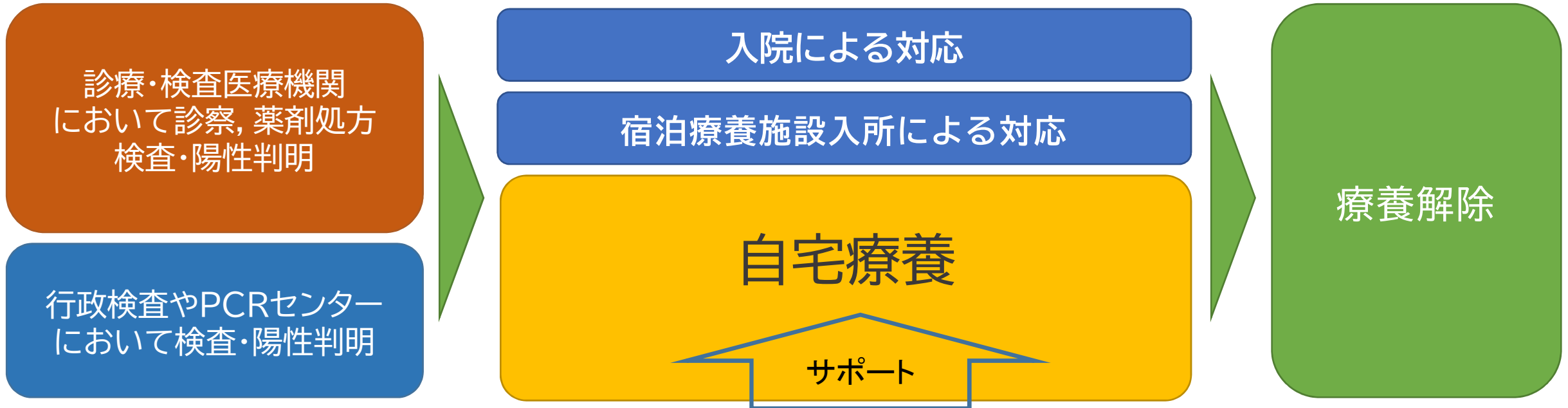


- ・多くの患者は自宅療養
- ・入院や宿泊療養が必要な患者への対応は行えている

治療の場の変化に対応できるサポート体制の強化が必要

療養サポート体制のさらなる強化

陽性判明から療養解除までを支える【土台】



New

オンライン診療センター
(1/14~)

診療・検査医療機関の
初診・再診体制を拡充

薬局の薬剤
配送体制拡充

新型コロナ経口治療薬相談
ダイヤル(1/26 13:00~)

保健所による
健康観察

フォローアップセンター
による健康観察(12/20~)

自宅療養者への医療提供体制を強化

療養サポート体制のさらなる強化

県民 症状が見られた場合には速やかに受診

診療・検査医療機関

解熱剤・鎮咳薬など症状に応じた処方
自宅療養者の再診への対応

薬局

経口抗ウイルス薬の調剤・配送
自宅療養者への薬剤交付・配送

オンライン診療センター
保健所
フォローアップセンター

New

新型コロナ経口治療薬 相談ダイヤル

新型コロナ経口治療薬(ラゲブリオ®カプセル)の
投与対象に該当するか等について、患者自身が相談

療養サポート体制のさらなる強化

【想定する相談対象者】

- 診療・検査医療機関において経口治療薬処方が困難なケース
(薬剤処方に係る登録を行っていない場合)
- PCRセンターや行政検査での陽性者
- 即日入院ではないケース

①投与対象に該当するか相談

新型コロナ経口治療薬 相談ダイヤル

新型コロナ経口治療薬(ラゲブリオ®カプセル)の
投与対象に該当するか等について、患者自身が相談

②相談を受けて、投与の対象の可能性を確認



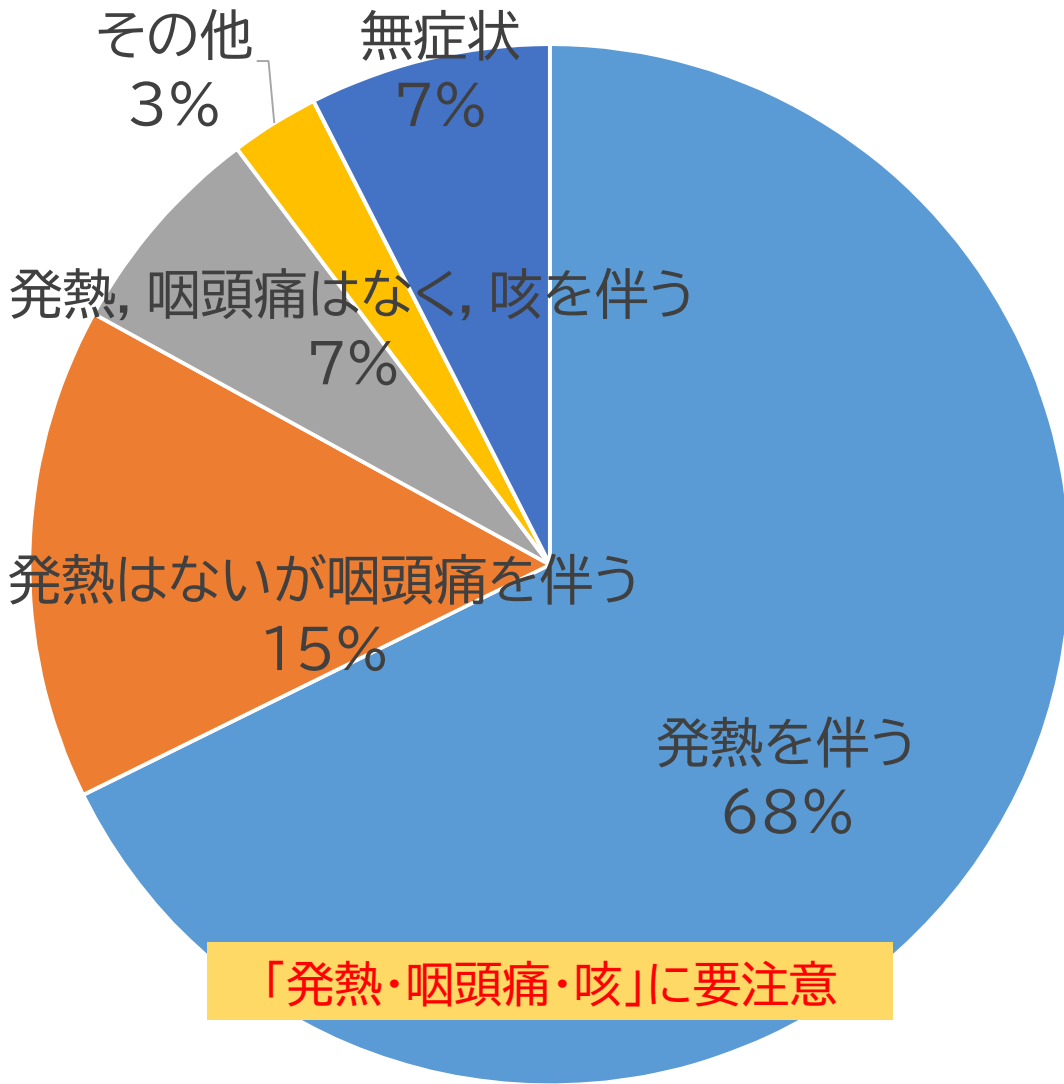
④重症化リスクの確認や
症状をもとに診療

⑤診療の結果
処方の必要を判断した場合
薬を処方

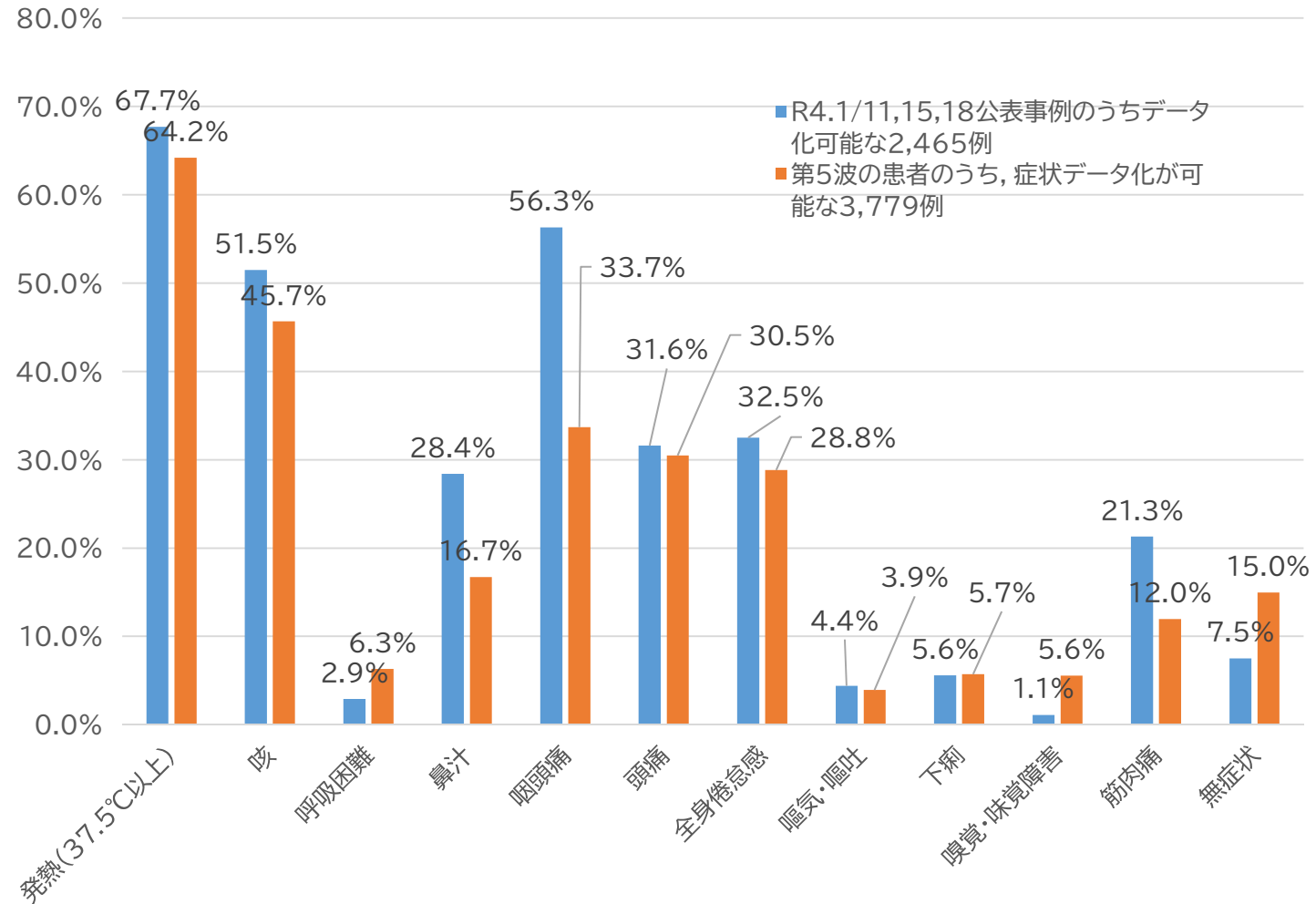
オンライン診療センター

③投与対象の可能性有

症状がある場合には受診を



第5波(デルタ株)の症状と直近(オミクロン株)の症状の比較



皆様ご自身の健康と医療を守るため
お一人お一人が、
感染対策の継続と、今一度の徹底を
お願いします